

## 神津島村立学校における教育職員の働き方改革推進計画

神津島村では、教育職員の業務負担の軽減を図り、その専門性を生かすための授業改善に係る研究・研鑽、児童・生徒に接する時間等の確保に努め、教育職員の人間性や創造性の高揚、効果的な教育活動を持続的に行えるような状況を作り出すため、教育職員の働き方改革取組事業を下記の通り推進していく。

### 1. 勤務時間の把握

令和2年度より各村立学校に出退勤管理システム（タイムレコーダー、データ収集ソフト等）を導入します。

各教育職員は、配布されたタイムカードを使用し、その打刻データにより勤務時間を報告する。

学校管理職は、各教育職員が報告してきた勤務時間を適切に管理し、必要に応じて神津島村教育委員会へ報告する。

### 2. 基準の設定

各村立学校に勤務する教育職員の勤務上限時間を設定し、上限を超える結果が計測された場合は、学校管理職を通じて速やかに教育委員会へ報告させることで、基準を超えた対象職員に対する健康管理取組を行えるような体制作りを進める。

神津島村が定める基準は以下の通り。

- 実際の勤務時間から、正規の勤務時間を除した時間数
  - (1) 1月について45時間
  - (2) 1年について360時間
- 上記に加えて、一時的又は突発的に業務が発生した場合
  - (1) 1月について100時間未満
  - (2) 1年について720時間未満
  - (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
  - (4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

### 3. 取り組み

教育委員会及び学校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得させることを含めた以下の取組を積極的に取り組む。

#### (1) 学校閉庁日の設定

教育職員が確実に休日を確保できるよう、長期休業期間において（特に夏季休業、冬季休業時）一定期間の学校閉庁日を設定する。

#### (2) 夏季休業中における児童生徒の学習活動

夏季等の長期休業期間等の学習活動については、それが各教科等や学習活動の特質に応じ効果的であると言えるかどうか、十分に検討を行う。

#### (3) 教育職員研修の見直し等

教育職員の研修については、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならないよう、配慮すべき事項を教員研修計画に掲げる。また、研修の精選、科目の整理・合理化や相互認定の促進を積極的に行うことで教育職員がまとまった休暇を取りやすい環境づくりを行う。

#### (4) 部活動

部活動については、夏季等の長期休業期間において部活動顧問を担当する教育職員に過度な負担がかからないよう、各地域における大会・コンクール等の内容に関して、主体的、かつ、速やかな検討・見直しを行うことに加え、期間中にある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることで、まとまった休暇を取りやすい環境づくりを行う。

#### (5) 教育職員の健康管理

神津島が定める『勤務上限時間』を上回る職員については、医師や保健師等による面接指導を実施する。また、その他の職員についても、勤務状況及びその健康状況に応じて、健康診断等を実施するよう努める。

#### (5) その他業務

長期休業期間においては、家庭訪問や面談、教育指導の一層の改善・充実に向けた取組、学校施設の地域開放、学校の環境衛生の維持等の様々な取組が行われるが、教育職員間の業務の偏りの平準化を図りつつ、業務の役割分担・適正化に必要な取組を徹底する。